

学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原SARS(サ ス)コロナウィルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群(MERS)鳥インフル エンザ（H5N1及びH7N9）	治癒するまで *左記以外に「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染 症」は、第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新 型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳せきが消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が 良好となるまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス・パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	*その他の感染症 （学校教育活動において流行を広げ る可能性があり、医師において感染の おそれがあると認められたもの）	
第3種 *その他（一部感 染症）	感染性胃腸炎 （ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデ ノウイルス感染症等）	下痢・おう吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が改善されれば登校可能
	溶連菌感染症	適正な抗菌薬療法開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹（りんご病）のみで全身状態が良ければ登校可能
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が 改善すれば登校可能